

令和2年第4回

長万部町議会定例会会議録

令和 2年12月18日 開会

令和 2年12月18日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 2年12月18日（金曜日）第1号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出席議員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町長行政報告	-----	3 頁
○議案第1号 長万部町まちづくり総合計画の策定に関する条例	-----	4 頁
○議案第2号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	5 頁
○議案第3号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-----	6 頁
○議案第4号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例	-----	7 頁
○議案第5号 長万部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	-----	9 頁
○議案第6号 令和2年度長万部町一般会計補正予算（第13号）	-----	9 頁
○議案第7号 令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	-----	14頁
○議案第8号 令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	-----	15頁
○議案第9号 令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）	-----	16頁
○議案第10号 令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	-----	17頁
○議案第11号 令和2年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）	-----	18頁
○議案第12号 令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）	-----	19頁
○議案第13号 令和2年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）	-----	20頁
○諸般の報告	-----	21頁
○同意第1号 長万部町教育委員会委員の任命について	-----	21頁

○発議第1号	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書	-----	22頁
○発議第2号	住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書	-----	22頁
○所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について		-----	23頁
○閉会宣告		-----	23頁

令和2年第4回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 2年12月18日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 2年12月18日（金） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木幡正志	建設課長	神野隆之
副町長	佐藤英代	水道ガス課長	中里博也
総務課長	本前武広	出納室長	岡野喜美雄
まちづくり推進課長	加藤慶一	消防長	中田義之
新幹線推進課長	岸上尚生	病院事務長	田辺知行
税務課長	中山裕幸	教育長	近藤英隆
町民課長	佐藤剛	教育委員会事務局参事	佐藤修
町民課参事	大内修	選挙管理委員会事務局書記長	本前武広
保健福祉課長	岡部忠	監査事務局長	豊嶋慎一
健康推進室長	野澤明子	農業委員会事務局長	小川洋
産業振興課長	小川洋		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	豊嶋慎一
事務局主幹	増田理恵
議事係	工藤大智

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長行政報告
日程第4	議案第1号	長万部町まちづくり総合計画の策定に関する条例
日程第5	議案第2号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第3号	長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第4号	長万部町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	長万部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	令和2年度長万部町一般会計補正予算（第13号）
日程第10	議案第7号	令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第8号	令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第12	議案第9号	令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第10号	令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第11号	令和2年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第12号	令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第13号	令和2年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）
日程第17	同意第1号	長万部町教育委員会委員の任命について
日程第18	発議第1号	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
日程第19	発議第2号	住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書
日程第20		所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

- 議長（辻義雄） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回長万部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
-

◎諸般の報告

- 議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。
豊嶋事務局長。
- 議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。監査委員から10月分の出納検査報告書および令和2年度定期監査結果報告書が、また、まちづくり・新幹線調査特別委員長から視察調査報告書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。
次に、本日議題となります発議2件、各常任委員長および議会運営委員長からの所管事務等の調査および継続調査の申出書をそれぞれお手元に配付いたしました。
次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関およびそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。
- 議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番大谷議員、9番柏倉議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日と決定いたしました。
-

◎町長行政報告

- 議長（辻義雄） 日程第3、行政報告を行います。
お諮りいたします。行政報告につきましては新型コロナウイルス感染防止の一環として、今回に

限り別紙配付のとおりでありますので、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって行政報告につきましては省略することと決定いたしました。

◎議案第1号 長万部町まちづくり総合計画の策定に関する条例

○議長（辻義雄） 日程第4、議案第1号長万部町まちづくり総合計画の策定に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

加藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（加藤慶一） ただいま上程されました、議案第1号長万部町まちづくり総合計画の策定に関する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

地方自治体のまちづくり総合計画の基本部分である基本構想につきましては、地方自治法にその策定義務が定められておりましたが、平成23年度（2011年度）の地方自治法改正により、地方自治体の基本構想の策定義務がなくなっておりました。しかし、引き続き個々の自治体の判断により、地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出されておりますことから、この通知に基づき、総合計画が本町における最上位計画である重要性を踏まえ、条例を根拠とした基本構想を策定するため、新たな議決条例を定めるものであります。

議案本文をご覧ください。第1条は趣旨で、総合計画の策定等について必要な事項を定めるものであります。

第2条は定義で、本条例における用語の意義を定めたもので、第1項第1号では総合計画、第2号では基本構想、第3号では基本計画をそれぞれ定めております。

第3条は総合計画の策定で、総合計画の策定義務について。

第4条は審議会等への諮問で、基本構想及び基本計画の策定に際しては、審議会等へ諮ることについて。

第5条は議会の議決で、基本構想の策定または変更する際には、議決が必要であることについて。

第6条は基本計画の策定で、基本構想に基づき、基本計画を策定することについて。

第7条は総合計画との整合性の確保で、個別の行政分野における基本計画等策定及び変更について、総合計画と整合を図ることについて。

第8条は総合計画の公表で、総合計画の策定及び変更した場合の公表義務について。

第9条は委任で、本条例に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定めることについて。

以上、それぞれの条項に定めるものであります。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第1号長万部町まちづくり総合計画の策定に関する条例の内容であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 5、議案第 2 号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました議案第 2 号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたび北海道青少年健全育成条例違反の容疑で逮捕された消防職員について、地方公務員法等に照らし、本年 1 月 20 日付で停職 6 月間の懲戒処分といたしました。また、町営住宅に住宅配置図ファイルを置き忘れた建設課職員について、訓告処分といたしました。

このような不祥事が発生したことに対し、本町の行政を管理監督する立場にある者としての責任を重く受け止め、町長、副町長の給料の一部を減額するため条例改正を行うものであります。

条例の改正内容は、新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、下線部分のように、附則に次の 1 項を追加するものであります。

第 4 1 項として、町長等の給料月額、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に限り、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、町長にあつては 100 分の 20、副町長にあつては 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。ここでいう第 2 条第 1 項の規定とは、別表に掲げる町長と副町長の給料月額で、町長が 81 万円で、副町長が 65 万円であります。したがって 1 月分の町長の給料は 64 万 8,000 円、副町長の給料は 58 万 5,000 円となります。

附則として、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 2 号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第3号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、議案第3号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の主な改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、限度額を国の基準と同額にする必要があり、課税限度額の引き上げを行うものであります。

また、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文、右欄が現行条文で、下線部分が改正する部分であります。

第2条は課税額で、第2条第2項中、改正前「61万円」を改正後「63万円」に改め、第4項中、改正前「16万円」を改正後「17万円」に改めます。この改正により、課税限度額の合計額は、現行の96万円を3万円引き上げる99万円となり、国の基準と同額とするものであります。

第23条は国民健康保険税の減額で、第23条中、改正前「61万円」を改正後「63万円」に、改正前「16万円」を改正後「17万円」に改めます。

この改正により、7割軽減、5割軽減、2割軽減の基礎課税額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額して得た額の軽減の限度額を改めるものであります。

第23条第1号は、改正前「33万円」を、改正後は「43万円」（以下記載のとおりで、2頁に移りまして、上段から記載のとおりでございまして、中段の金額）に改めます。

2頁の中段から下段をご覧ください。同条第2号及び第3号中、改正前「33万円」を、改正後は「43万円」（以下記載のとおりで、金額）に改めます。

この第1号から第3号の改正により、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

3頁をご覧ください。附則第2項中、改正前「所得税法（昭和40年法律第33号）」を改正後は「所得税法」に改め、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、改正前「、「法」を 改正後 「「法」とし、改正前 「とする。）」を、改正後「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改めます。

この改正は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備を行うものであります。

附則第1条は施行期日で、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

第2条は適用区分で、改正後の長万部町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分

の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第3号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第7、議案第4号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中田消防長。

○消防長（中田義之） ただいま上程されました、議案第4号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、総務省消防庁通知により対象火気省令の一部改正に伴い長万部町火災予防条例についても対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文で、右欄が現行条文で、下線部分が改正する内容であります。

第8条の4「第51条第10号」を「第51条第11号」に改める。第11条の2第1項中「して、」の次に「電気自動車等（」を、「自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を17号とし、同項第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ、温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な温度又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ、制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に、次の3号を加える。

(13)コネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を言う。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する装置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)充電ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる装置を講ずること。

(15)複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替に係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、この号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1)急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための装置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときはこの限りでない。

第51条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし同条中第13号を14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10)急速充電設備（出力50キロワット以下のものを除く。）

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の長万部町火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

以上がただいま上程されました、議案第4号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の内容であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 長万部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第5号長万部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第5号長万部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正の内容は、長万部町病院事業の設置等に関する条例において、診療科目標榜の変更に伴い、条例の中の診療科目の削除と追加となります。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表によりご説明いたします。票の左欄が改正条文で、右欄が現行条文となります。

第3条第2項の診療科目のうち、第5号の「麻酔科」を削除し、新たに「整形外科」を追加いたしました。

附則として、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上がただいま上程いたしました、議案第5号長万部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和2年度長万部町一般会計補正予算（第13号）

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第6号令和2年度長万部町一般会計補正予算（第13号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第6号令和2年度長万部町一般会計補正予算（第13号）について、その内容をご説明いたします。

今回補正する主なものは、人事院勧告および会計科目間異動等に伴う職員給与費の整理と冬期福祉給付金の追加などで、歳入歳出にそれぞれ9,303万4,000円を追加し、補正後の予算総額を66億246万6,000円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

はじめに人件費からご説明いたします。歳出の内訳なかほどに、人件費として給料、職員手当等、共済費を別枠で記載しており、1頁の議会費から3頁の教育費まで計上しております。

3頁の歳出合計額をご覧ください。給与費総額でご説明いたします。給与費全体では1,659万2,000円の減額であります。内訳として、給料は休職者や中途退職者、会計間異動等による給料を整理し、766万8,000円の減額であります。職員手当等は、時間外勤務手当等の増があるものの、人事院勧告に伴う期末手当の減額のほか、休職者や中途退職者等の手当を整理し、516万1,000円の減額であります。

共済費は、人事院勧告に伴う減額のほか、休職者や中途退職者等に係る共済費を整理し、376万3,000円の減額であります。

次に、人件費以外についてご説明いたします。1頁にお戻りください。総務費は855万7,000円の追加であります。企画費、役務費114万8,000円の追加は公金払手数料で、現在利用している「ふるさと納税寄附サイト」の手数料が見直されることに伴う不足分の計上であります。

防災防犯諸費、工事請負費15万6,000円の追加は防犯カメラ設置工事で、町内の温泉地区と本町地区を結ぶ中央跨線橋は通路幅が狭く、また、視界も遮られていることから、犯罪を未然に防止するため、防犯カメラを設置するものであります。

賦課徴収費、委託料96万3,000円の追加は滞納整理システム改修委託で、令和3年度より実施を予定している延滞金徴収に対応するため、システムを改修するものであります。

民生費は、834万3,000円の追加であります。社会福祉総務費、扶助費200万円の追加は冬期福祉給付金で、灯油価格の高止まりや、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出を自粛せざるを得ない状況にあることから、高齢者や障害者等で低所得の状況にある方々に灯油購入費等の一部を助成するものであります。対象者は、満75歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、準要保護世帯で、給付額は1世帯あたり5,000円とし、400世帯分を計上いたしました。繰出金2万円の減額は国民健康保険特別会計繰出金で、人事院勧告に伴う人件費分を整理いたしました。

老人福祉費、繰出金103万8,000円の追加は介護保険特別会計繰出金で、システム改修費用のほか、人事院勧告等に伴う人件費分を整理いたしました。

地域会館等管理費、委託料341万円の追加は中規模集会施設建設基本実施設計委託で、新開寿の家および南栄町老人憩の家を統合し、新たに設置することとなる中規模集会施設の基本実施設計に係る委託費用の計上であります。

国民年金費、委託料11万6,000円の追加は年金システム改修委託で、介護保険等の特別徴収に用いる基礎年金番号をシステムに追加するための改修委託であります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫委託金、国民年金事務で11万5,000円を計上いたしました。

心身障害者特別対策費、委託料49万5,000円の追加は障害者自立支援システム改修委託で、令和3年度に実施される制度改正および報酬改定に対応するためのシステム改修委託であります。

ひとり親家庭福祉費、扶助費 84 万円の追加は、ひとり親家庭等医療費で、医療費の増に伴う追加であります。

後期高齢者医療費、繰出金 56 万円の追加は、後期高齢者医療特別会計繰出金で、令和 3 年度税制改正に伴うシステム改修分の整理であります。

児童福祉総務費、旅費 2,000 円の追加は費用弁償で、子ども・子育て会議委員に、費用弁償の対象となる委員が追加されたことに伴う計上であります。

児童措置費、委託料 13 万 2,000 円の減額は除排雪作業委託で、さかえ保育所の除排雪を予定する団体より、会員の高齢化や新規会員の減少に伴い担い手不足のため、受託できない旨の申し出があったことから減額するものであります。備品購入費 26 万 4,000 円の追加は小型除雪機で、さかえ保育所の除排雪について、新たに職員による対応とするため購入するものであります。

衛生費は 7,283 万 6,000 円の追加であります。予防費、委託料 59 万円の追加は健康管理システム改修委託で、新型コロナウイルスのワクチン接種に対応したシステム改修を行うものであります。

環境衛生費、報酬は 33 万 3,000 円の減額で、葬斎場管理補助員が 9 月 30 日付で退職したことから、10 月分および 11 月分の報酬を減額するものであります。

し尿処理費、積立金 1,000 円の追加はし尿処理施設解体基金積立で、利子分であります。

2 頁をご覧ください。病院事業費、繰出金 8,000 万円の追加は病院事業会計繰出金で、収支不足分であります。

農林水産業費は 459 万 7,000 円の追加であります。公共牧場管理運営費、委託料 445 万円の追加は管理運営委託で、飼料費の増、老朽化に伴う施設の補修、共立牧場の給水管工事など、管理経費の増による追加であります。

歳入では、13 使用料及び手数料、農林水産使用料、公共牧場使用料で、72 万 3,000 円を計上いたしました。

林業振興費、負担金・補助及び交付金は 46 万 2,000 円の追加で、内訳は、未来につなぐ森づくり推進事業補助が 44 万 3,000 円の追加、民有林造林推進下刈奨励事業補助が 1 万 9,000 円の追加で、それぞれ民有林の植栽面積の増および下刈実施面積の増によるものであります。

歳入では、15 道支出金、農林水産業費道補助金、林業振興事業で 27 万 2,000 円を計上いたしました。

分収造林事業費、工事請負費 66 万 6,000 円の減額は除伐（Ⅰ）事業外で、内訳は、下刈および作業道修理が入札執行残の整理で 91 万 6,000 円の減額、造林木の育成に支障となる侵入雑かん木類の除伐を行う除伐（Ⅰ）事業が 25 万円の追加であります。

歳入では、19 諸収入、雑入、分収造林収入で 66 万 5,000 円を減額いたしました。

商工費は 557 万 9,000 円の追加であります。商工総務費、旅費は 5 万 4,000 円の追加で、消費者相談職員の研修参加等の増に伴う普通旅費であります。

観光費、負担金・補助及び交付金 496 万 2,000 円の追加は、長万部温泉井維持管理事業補助で、内訳は、経年劣化に伴う温泉管入替分が 56 万 2,000 円の追加、長万部温泉井資源調査事業補助が 440 万円の追加であります。

土木費は 126 万 3,000 円の減額であります。道路橋梁総務費、委託料 13 万 5,000 円の追加は地籍図修正委託で、北海道新幹線建設工事の進捗に伴い、修正を要する登記土地数が増加し

たことから追加するものであります。

道路橋梁維持費、公有財産購入費124万4,000円の追加は道路用地で、北海道新幹線建設工事に伴う用地測量の結果、町道砂盛線の道路区域内に私有地が存在することが判明したことから購入するものであります。

公共下水道費、繰出金16万4,000円の減額は公共下水道事業特別会計繰出金で、人事院勧告に伴う人件費分等を整理いたしました。

住宅管理費、需用費380万円の追加は住宅修理費で、南部団地仮移転先住宅の修理費や、高額な修理が発生したことに伴う不足分を計上いたしました。

教育費は307万7,000円の減額であります。事務局費、委託料242万円の追加はGIGAスクールサポーター業務委託で、GIGAスクール事業で整備した端末及び管理ツールの設定作業、操作支援、研修支援等の業務を委託するものであります。

歳入では、14国庫支出金、教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備事業で145万2,000円を計上いたしました。

小学校費、学校管理費、役務費は1万円の追加で、長万部小学校の児童用ネットワークのためのインターネット接続料であります。備品購入費は30万円の追加で、臨時休業等の緊急時に、学校と児童が遠隔学習を実施する際に使用する「アクションカメラ」の購入費用および低所得者等のWi-Fi環境が整っていない家庭に貸与するための「モバイルWi-Fiルーター」の購入費用であります。

中学校費、学校管理費、役務費は1万円の追加で、長万部中学校の生徒用ネットワークのためのインターネット接続料であります。備品購入費は141万5,000円の追加で、アクションカメラ、モバイルWi-Fiルーターの購入費用および新型コロナウイルス感染症対策として、給食時に生徒同士の密接を避けて座るための、給食用テーブルの購入費用であります。

3頁をご覧ください。学校給食センター費、備品購入費9万6,000円の追加は、全自動洗濯機で、現在使用している洗濯機の故障に伴い、更新するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。1頁にお戻りください。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。18繰入金、財政調整基金繰入金は9,113万7,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、5億9,202万2,000円となります。

次に、予算書の4頁をご覧ください。第2表は、債務負担行為補正の追加であります。事項、中規模集会施設建設基本実施設計業務委託で、期間は、令和2年度から令和3年度までの2年間、限度額は、1,507万円以内であります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第13号）の内容であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。始めに議会費7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議会費を終わります。

次に総務費、7頁から8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

総務費を終わります。

次に民生費、8頁から10頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

民生費を終わります。

次に衛生費、10頁から11頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

衛生費を終わります。

次に農林水産業費、11頁から13頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

農林水産業費を終わります。

次に商工費、13頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

商工費を終わります。

次に土木費、13頁から14頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

土木費を終わります。

次に消防費、15頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

消防費を終わります。

次に教育費、15頁から17頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

教育費を終わります。

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。

はじめに使用料及び手数料、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

使用料及び手数料を終わります。

次に国庫支出金、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

国庫支出金を終わります。

次に道支出金、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

道支出金を終わります。

次に繰入金、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

繰入金を終わります。

次に諸収入、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸収入を終わります。

以上で歳入を終わります。

次に4頁をご覧ください。第2表債務負担行為補正を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

第2表債務負担行為補正を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

午前11時まで休憩いたします。

10時40分 休憩

11時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号 令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第7号令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第7号令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ73万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1億315万6,000円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。総務費、徴収費、委託料73万2,000円の追加は、令和3年度税制改正における広域連合連携の所得・課税情報についてのシステムを改修するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金、事務費繰入金56万円の追加と国庫支出金、高齢者医療制度円滑運営事業補助金・高齢者医療制度円滑運営事業17万2,000円の追加は、システム改修分であります。

以上が、議案第7号令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（辻義雄） 日程第11、議案第8号令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第8号令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ2万円を減額し、補正後の予算総額を7億9,508万円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、ご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。総務費は2万円の減額であります。一般管理費の職員手当等4万1,000円の減額は期末手当の減、共済費は2万8,000円の追加であります。医療費適正化対策費の職員手当等6,000円、共済費1,000円の減額は、期末手当の減によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金2万円の減額は、人件費分繰入金の減額であります。

以上が、議案第8号令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案内容であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第9号令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第9号令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,393万1,000円を追加し、補正後の予算総額を8億7,479万8,000円とするものであります。内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

1 総務費は、173万2,000円の追加であります。一般管理費、職員手当等は11万6,000円の追加で、内訳は、期末手当が3万4,000円の減で人事院勧告に伴うもの。時間外勤務手当が15万円の追加で、年度末までの所要額を見込み追加するものであります。共済費3万4,000円の減額は、期末手当の減に伴うものであります。委託料165万円の追加は、介護保険法改正に対応するための介護保険事務システム改修業務委託であります。

歳入では、4国庫支出金、事業費補助金、介護保険事業費補助金に88万円を計上いたしました。

2 保険給付費は、1,000万円の追加であります。高額サービス費、負担金・補助及び交付金は500万円の追加で、内訳は、高額介護サービス費が400万円、高額医療合算介護サービス費が100万円。それから特定入所者サービス等費、負担金補助及び交付金が500万円の追加で、いずれもサービス等費の増によるものであります。

歳入では、8繰入金、介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金に、歳出同額の1,000万円を計上いたしました。取り崩し後の当基金積立残高見込額は6,324万234円となります。

次に3地域支援事業費は、196万円の追加であります。一般介護予防事業費、需用費10万円、それからその下の包括的支援事業費、需用費4万8,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による追加で、歳入では、6道支出金、介護支援交付金、現年度分に歳出同額の14万8,000円を計上いたしました。一般介護予防事業費、委託料88万8,000円の追加は、健康教室等の事業量の増によるもので、歳入では、4国庫支出金、保険者機能強化推進交付金、保険者機能強化推進交付金に歳出と同額の88万8,000円を計上いたしました。包括的支援・任意事業費、職員手当等6万5,000円の減額は、人事院勧告による期末手当の減であります。共済費は1万2,000円の追加で、内訳は、共済負担金1万円の追加、退職手当負担金3万8,000円の減、社会保険料4万円の追加で、負担率の変更及び人事院勧告により各負担金を整理いたしました。

委託料97万7,000円の追加は、生活支援体制整備事業委託で、歳入では、4国庫支出金、介護保険者努力支援交付金、介護保険者努力支援交付金に、歳出と同額の97万7,000円を追加いたしました。

6 諸支出金は、23万9,000円の追加であります。第1号被保険者保険料還付金、償還金・

利子及び割引料 23万9,000円の追加は、過年度過誤納還付金であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま、歳出で説明した分は省略させていただきます。

1 保険料は、351万7,000円の減額であります。第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料は302万3,000円の減額、現年度分普通徴収保険料49万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免によるもので、国による財政支援として、4国庫支出金、調整交付金、現年度分に140万7,000円、それから介護保険災害等臨時特例補助金、介護保険災害等臨時特例補助金に211万円を計上いたしました。

次に8繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金103万8,000円は、歳出で補正した職員給与費、事務費を一般会計から繰入するものであります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。4頁から7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第13、議案第10号令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第10号令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正につきましては、給与改定に伴う人件費関連予算の減額で、歳入歳出からそれぞれ16万4,000円を減額し、補正後の予算総額を3億2,538万7,000円とするものでございます。

はじめに歳出からご説明をいたします。下水道費は16万4,000円の減額で、内訳では、一般管理費の職員手当等8万6,000円、共済費7万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金で、歳出同額の16万4,000円を減額計上してございます。

以上が、令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 令和2年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第14、議案第11号令和2年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第11号令和2年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容について、ご説明をいたします。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出の補正で、はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費から9万8,000円を減額し、補正後の支出予定額を1億4,129万2,000円に改めるものでございます。

内訳では、製造費の手当3万円、賞与引当金繰入額1万3,000円の減額、法定福利費8,000円の追加、供給販売費の職員手当等9,000円、手当3万5,000円、賞与引当金繰入額1万4,000円、法定福利費5,000円の減額は、給与改定等に伴う人件費関連各項目予算の補正でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出につきましては、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第8条中、「3,384万9,000円」を「3,375万1,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和2年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第15、議案第12号令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第12号令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正でございます。はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費から6万1,000円を減額し、補正後の支出予定額を1億6,519万6,000円に改めるものでございます。

内訳では、原水費の手当2万円、賞与引当金繰入額9,000円、法定福利費4,000円、業務費の手当1万円、賞与引当金繰入額1万2,000円、法定福利費6,000円の減額につきましては、給与改定に伴う人件費関連各項目予算の補正でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出につきましては、概要で説明いたしましたので省略をさせていただきます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第7条中「2,216万円」を「2,209万9,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）の内容でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第3条議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費を行います。

す。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 令和2年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（辻義雄） 日程第16、議案第13号令和2年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第13号令和2年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入で病院収益に100万円を追加し、補正後の収入予定額を7億3,602万1,000円に改めるものであります。

内訳では、収入で入院収益3,900万円の減額は、入院患者数の減少による減、外来収益4,000万円の減額は、外来患者数の減少による減。他会計補助金8,000万円の追加は、入院収益及び外来収益の減額分を、一般会計から繰入するものであります。

支出では、病院事業費用に372万7,000円を追加し、補正後の支出予定額を7億6,614万9,000円に改めるものであります。

内訳は、医業費用372万7,000円の追加で、給与費の追加であります。手当283万2,000円の追加は、職員異動分と特殊勤務手当の追加及び給与改定差額、報酬135万9,000円は、任用職員の特殊勤務手当の追加、賞与引当金繰入額32万9,000円の減額、法定福利費13万5,000円の減額は、給与改定による減額であります。

次に補正予算書の1頁をご覧ください。第2条は業務の予定量の変更で、年間患者数、入院延べ7,283人を5,548人に、外来延べ2万9,403人を2万6,620人に改めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出は、概要で説明させていただきましたので省略させていただきます。

第4条は予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるもので、給与費に372万7,000円を追加することから、予算総額を5億942万2,000円に改めるものであります。

第5条が他会計からの補助金で、予算第7条中2億7,000万円を、3億5,000万円に改め

るものであります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町病院事業会計補正予算（第4号）の内容であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第2条業務の予定量、第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第5条他会計からの補助金を一括行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

11時23分 休憩

11時24分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります同意第1号長万部町教育委員会委員の任命についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第1号 長万部町教育委員会委員の任命について

○議長（辻義雄） 日程第17、同意第1号長万部町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第1号長万部町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明いたします。

長万部町教育委員会委員の定数は4名であります。このたび、そのうちの村上学氏が本年12月22日付をもって任期満了となりますので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命の同意を求める者の住所は山越郡長万部町字中ノ沢15番地、氏名は三田智康氏で、昭和57年4月6日生まれでございます。なお任期は令和2年12月23日から令和6年12月22日までの4年となります。

よろしくご同意くださるようお願いを申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔(なし) の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」 の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」 の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

◎発議第1号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

○議長（辻義雄） 日程第18、発議第1号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の件を議題といたします。本案については会議規則第39条第3項および議会の運営に関する基準65の規定により提出者の説明を省略し、合わせて質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」 の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案については提出者の説明を省略し、合わせて質疑も省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」 の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

○議長（辻義雄） 日程第19、発議第2号住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書の件を議題といたします。本案については会議規則第39条第3項および議会の運営に関する基準65の規定により提出者の説明を省略し、合わせて質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」 の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案については提出者の説明を省略し、合わせて質疑も省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について

○議長（辻義雄） 日程第20、所管事務等の調査及び閉会中の継続調査についての件を議題いたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長および議会運営委員長から、特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長および議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会活動を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって各常任委員長および議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の活動を承認することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（辻義雄） これにて令和2年第4回長万部町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

11時30分 閉会
